

令和 2 年度静岡市債権管理委員会事業計画

- 1 会議の開催 定例 3回（5～6月、9～10月、2～3月）
臨時 随時

2 事業内容

(1) 債権管理の総括に関すること

審議・報告時期	項目	対象
第 1 回	令和元年度滞納整理強化期間実施結果	主要債権
	令和 2 年度主要債権取組方針	主要債権（所管局長説明）
	令和元年度債権管理ヒアリング所管課取組結果	令和元年度ヒアリングにおいて対応すべき課題等が抽出された債権
第 2 回	令和元年度決算における収入未済額の状況	令和元年度決算で収入未済が生じている全ての債権
	令和 2 年度滞納整理強化期間実施計画の策定	令和元年度決算で収入未済額の合計が100万円以上の債権（所管局長説明）
	令和 2 年度ヒアリング実施結果	令和元年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
第 3 回	令和 3 年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	行財政改革実施計画における指標（目標収納率）について	主要債権（所管局長説明）
	債権の放棄に関する審議について	非強制徴収債権の内、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

上記のほか、主要債権については収入状況の月次報告を求め必要に応じて静岡市債権管理委員会において報告を実施する。また、各債権において実施している債権回収に関する施策の実績、効果の把握についても必要に応じ報告する。

※主要債権：市税、国民健康保険料（税）、介護保険料、保育料（こども園使用料含む）、市営住宅使用料、市立清水病院診療収入、水道料金、下水道使用料

(2) 債権の管理に関する研修の実施

No.	開催日	研修内容	講師	対象者
1	4月中旬	①徴収事務・滞納整理事務の基礎—徴収職員の心構え ②債権管理とは	滞納対策課職員	税務部及び初めて未収金の回収に従事する職員
2	4月下旬	債権管理事務の心得と手法	滞納対策課職員	初めて未収金の回収に従事する職員
3	5/20	非強制徴収公債権及び私債権の管理・回収のポイント (債権管理の基礎と民法改正)	弁護士	非強制徴収公債権及び私債権担当職員
4	5月下旬	給与又は年金の調査及び差押え	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権所管課職員
5	6月中旬	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権所管課職員
6	6月中旬	組織的滞納整理における管理監督者の役割	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権の管理監督者
7	7月	適正な債権管理事務とは (民法改正について)	エスナビ (e-ラーニング)	全職員
8	8月上旬	滞納整理セミナー (基礎コース)	東京税務協会 外部講師	強制徴収公債権所管課職員
9	8月下旬	搜索について	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権所管課職員

※研修内容及び開催日については、今後調整により変更される場合があります。